

令和8年5月吉日

令和8年度 厚生労働省委託事業『化学物質管理に係る相談を通じた周知事業』

「無料相談窓口」リーフレット配布へのご協力のお願い

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は本年度も厚生労働省より『化学物質管理に係る相談を通じた周知事業』を受託いたしました。その一環として、化学物質管理に関する「相談窓口」を開設し、専門家による無償相談を実施しております。

つきましては、本窓口の周知用リーフレットを送付させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

労働安全衛生法により化学物質を取り扱う事業場には、リスクアセスメントの実施やラベル表示等が義務付けられています。貴組織の会員の皆様へ本窓口をご案内いただき、職場における労働災害防止にお役立ていただければ幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

◆弊社ホームページに本事業のご案内がございますのであわせてご覧ください。

テクノヒル(株)ホームページ

<https://www.technohill.co.jp>



◆ご不明な点がございましたら、ホームページのお問合せフォーム、または下記までお問い合わせください。

【事務局】

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門 担当:小栗

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 1-3 Aska V 日本橋 2 階

TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145

# 労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の無料相談窓口

労働安全衛生法に基づく「新たな化学物質規制」に関するご質問にお答えします。

## 労働安全衛生法の関係政省令改正のポイント

- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下または最小限度にする義務
- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ 通知対象物に係る代替化学名等の通知制度の整備

## よくあるお問い合わせ

- ラベル・SDS
- ・ ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品か
  - ・ ラベルやSDSの表示義務は
  - ・ 海外輸出・輸入品のSDSはどうしたらいいか
  - ・ 秘密保持の対応について

- リスクアセスメント
- ・ 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいか
  - ・ 「CREATE-SIMPLE」の使用法
  - ・ リスクを低減するためにはどのような対策をとればよいか

- 政省令
- ・ 化学物質の「自律的管理」とはどのようなことか
  - ・ 新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいか
  - ・ 特殊健康診断の実施頻度緩和とは何か
  - ・ 濃度基準値の確認方法は
  - ・ 譲渡提供で必要なこと

開設期間 **令和8年 4月1日～令和9年 3月18日**  
(土日祝日、年末年始除く)  
月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00除く)



**050-5577-4862**



**お問合せフォーム**

テクノヒル 相談窓口

検索

テクノヒルHP (<https://technohill.co.jp/>) よりご利用いただけます。

※相談は無料ですが、通話料がかかります。

※メールでのお問い合わせは、内容により電話回答とさせていただきます。

